

### 第3回 神奈川県営水道懇話会 専門部会 議事要旨

日時・平成30年2月2日

場所・都道府県会館 神奈川県東京事務所 会議室（東京都 永田町）

部会員・作新学院大学名誉教授 太田 正

新日本有限責任監査法人 シニアマネージャー公認会計士 高橋 晶子

東洋大学 国際学部国際地域学科教授 沼尾 波子

（五十音順・敬称略）

#### 1・議事内容

- ・水道料金体系のあり方について

#### 2・主な意見（要旨）

- ・老朽管更新や、施設の更新など再投資に必要な資金はどのくらいか。全体的にいくら足りないのか、中長期に見通していく必要がある。

料金体系は、料金総額として必要なコストを利用者間にどのように配分するかを定めるものであるので、先ずはいくら必要なのかを見積もる必要がある。

- ・今後、用途別料金体系から口径別料金体系への変更の是非について検討する必要がある。

また、費用の9割を占める固定費をどのように配分するかを検討する必要がある。

固定費は固定的にかかる経費なので、水の使用量の変化に振り回されると、固定費回収は非常に不安定になる。理論的には、固定費は水需要の変動に関わらず必ず回収できる、基本料金とする必要があり、これが二部料金制の基本的な考え方である。

現在は基本水量を8 m<sup>3</sup>/月付与されているが、今後はどうするのか検討する必要がある。

現在では基本料金で回収できない固定費部分を逓増制の従量料金に再配賦しているが、今後は逓増制のあり方を検討する必要がある。

他水道事業体で設ける動きが見られる地下水利用に対する負担金制度や、水道利用加入金のあり方についても検討する必要がある。

- ・水道事業を運営するに当たり、色々と費用がかかることを住民に知られていないのはもったいない。出せる情報は出して、利用者を味方にして、利用者に正しい理解を。
- ・水道事業は、自治法や水道法において本来は市町が行うべき事業とされている。いざという時の、住民との関係もあるので、市町との関係をどうするか考えていく必要がある。